



鳥取県公報

平成 20 年 5 月 2 日 (金)
第 7 9 8 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (333) (指導管理課) 2
	特定計量器の定期検査の実施 (334) (くらしの安心推進課) 2
	県営土地改良事業の工事の完了 (335) (八頭総合事務所農林局) 3
	指定居宅サービス事業者の事業所の名称及び所在地の変更 (336) (中部総合事務所福祉保健局) 3
	指定介護予防サービス事業者の事業所の名称及び所在地の変更 (337) (〃) 3
	森林病虫害の駆除命令 (338) (西部総合事務所農林局) 4
	鳥取県立博物館の特別展示に係る前売入館料の収納事務の委託 (339) (教育委員会博物館) 4
◇ 教委告示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (10) (教育総務課) 5
◇ 労働委員会告示	労働委員会のあっせん員候補者の氏名、履歴等 (2) 6
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (税務課) 7
	随意契約の相手方の決定 (指導管理課) 8

告 示

鳥取県告示第 333 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「旧法」という。）第 171 条第 4 項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する旧法第 170 条第 4 項後段の規定により告示する。

平成 20 年 5 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

米子工事検査事務所の旅費（旅行命令簿によるものに限る。）に係る支出負担行為の確認及び支出に関する事務

2 委任を受けた出納員

行政監察監米子工事検査事務所
検査専門員 三原 正司

3 委任期間

平成 20 年 5 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

鳥取県告示第 334 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 5 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
米子市	平成20年6月2日（月）	午後1時から 午後3時まで	米子市淀江町淀江769 米子市淀江公民館
〃	平成20年6月3日（火）	午前10時から 正午まで	米子市榎原1356-1 米子市尚徳公民館
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	米子市蚊屋291-1 米子市巖公民館
〃	平成20年6月5日（木）	〃	米子市大篠津町1619 米子市大篠津公民館
〃	平成20年6月6日（金）	午前10時から 午後3時まで	米子市彦名町2850-2 米子市彦名公民館
〃	平成20年6月9日（月）	午後1時から 午後3時まで	米子市和田町1829-1 米子市和田公民館
〃	平成20年6月10日（火）	午前10時から 午後3時まで	米子市富益町788 米子市富益公民館

”	平成20年6月20日（金）	午後1時から 午後3時まで	米子市夜見町3001-6 鳥取県計量センター米子検査場
”	平成20年7月1日（火）から同月31日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの安心推進課

鳥取県告示第 335 号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により告示する。

平成 20 年 5 月 2 日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工事完了年月日
県営中山間地域総合整備事業 船郡地区 農業用排水施設、農道整備、区画整理、暗渠排水及び農地防災	平成20年4月16日

鳥取県告示第 336 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 5 月 2 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
医療法人共済会 理事長 清水正人	倉吉市宮川町129	訪問リハビリテーションしみず	倉吉市幸町512-1	平成20年4月16日

鳥取県告示第 337 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 5 月 2 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
医療法人共済会 理事長 清水正人	倉吉市宮川町129	訪問リハビリテーションしみず	倉吉市幸町512-1	平成20年4月16日

鳥取県告示第 338 号

森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、同法第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる命令をするので、同法第 5 条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 5 月 2 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

1 区域及び期間

(1) 区域

西伯郡日吉津村及び大山町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成 20 年 6 月 4 日から同年 7 月 15 日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、1 の(1)に掲げる区域において地上から薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1 の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3 の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1 の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3 の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3 の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、西部総合事務所農林局及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第 339 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、鳥取県立博物館の特別展示に係る前売入館料の収納事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 20 年 5 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

株式会社戸信

鳥取大学生協同組合

財団法人鳥取県文化振興財団

財団法人とっとりコンベンションビューロー

2 委託年月日

平成 20 年 4 月 1 日

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第 10 号

平成 15 年鳥取県教育委員会告示第 23 号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成 20 年 5 月 2 日から施行する。

平成 20 年 5 月 2 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
鳥取県職員採用候補者選考試験（学芸員（自然））	第 1 次試験の得点及び順位	第 1 次試験の合格者発表日から 1 年間	教育委員会教育総務課				
	第 2 次試験の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに最終順位	最終合格者発表日から 1 年間					
鳥取県立鳥取盲学校寄宿舎指導員採用候補者選考試験	第 1 次試験の不合格者に係る総合判定	第 1 次試験の試験結果の通知日から 1 週間	教育委員会特別支援教育課	鳥取県立鳥取盲学校寄宿舎指導員採用候補者選考試験	第 1 次試験の不合格者に係る総合判定	第 1 次試験の試験結果の通知日から 1 週間	教育委員会特別支援教育課
略				略			
鳥取県非常勤職員（奨学金納付勸奨専門員）採用試験	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	試験結果の通知日から 1 週間	教育委員会人権教育課				

鳥取県埋蔵文化財センター非常勤職員採用試験	合計得点及び順位並びに試験種目が複数ある場合における試験種目ごとの得点	〃	鳥取県埋蔵文化財センター	鳥取県埋蔵文化財センター非常勤職員採用試験	合計得点及び順位並びに試験種目が複数ある場合における試験種目ごとの得点	試験結果の通知日から 1月間	鳥取県埋蔵文化財センター
略				略			

労働委員会告示

鳥取県労働委員会告示第 2 号

労働委員会規則（昭和 24 年中央労働委員会規則第 1 号）第 68 条第 1 項の規定により、鳥取県労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり告示する。

平成 20 年 5 月 2 日

鳥取県労働委員会会長 太 田 正 志

氏 名	住 所	現 職 等	委 嘱 年 月 日
太 田 正 志	米子市	鳥取県労働委員会委員（会長） 弁護士	平成19年 5 月 10 日
河 本 充 弘	鳥取市	鳥取県労働委員会委員（会長代理） 弁護士	〃
杉 本 善 三 郎	倉吉市	弁護士	〃
長 井 い ず み	鳥取市	鳥取地方裁判所民事調停委員 鳥取簡易裁判所民事調停委員 税理士	〃
濱 田 由 紀 子	倉吉市	鳥取県労働委員会委員 弁護士	平成20年 2 月 6 日
松 田 道 昭	東伯郡琴浦町	鳥取県労働委員会委員 元鳥取県議会議員	平成19年 5 月 10 日
松 本 伸 介	八頭郡八頭町	鳥取地方裁判所民事調停委員 鳥取簡易裁判所民事調停委員 司法書士	〃
安 酸 早 苗	米子市	鳥取県労働委員会委員 社会保険労務士	〃
五十嵐 美知義	鳥取市	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長	〃
池 内 保 子	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 元日本労働組合総連合会鳥取県連合会女性委員会事務局長	平成20年 3 月 13 日

磯 江 智 昭	東伯郡湯梨浜町	鳥取県労働委員会委員 日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長 私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部執行委員長	平成19年5月10日
竹 内 篤 子	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 元全国労働者共済生活協同組合連合会鳥取県本部職員	〃
竹 内 克 徳	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 鳥取三洋電機労働組合執行委員長	〃
仁 宮 敬 富	島根県松江市	鳥取県労働委員会委員 全国一般労働組合鳥取地方本部会長	〃
福 田 光 明	八頭郡八頭町	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副事務局長	〃
安 田 邦 夫	米子市	元日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	〃
稲 井 幾 子	倉吉市	鳥取県労働委員会委員 株式会社いなき取締役副社長	〃
上 原 信 一	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 社団法人鳥取県経営者協会専務理事	〃
川 口 眞 佐 子	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 株式会社川口義治商店常務取締役	〃
杵 村 善 久	米子市	鳥取県労働委員会委員 株式会社山陰放送代表取締役会長	〃
木 下 辰 太 郎	米子市	株式会社鳥取銀行常勤監査役	平成19年7月26日
千 原 達 郎	米子市	米子商工会議所専務理事	平成19年11月22日
能 登 克 浩	倉吉市	倉吉商工会議所専務理事	平成19年7月26日
山 本 智 通	米子市	鳥取県労働委員会委員 境港海陸運送株式会社代表取締役社長	平成19年5月10日
足 田 晃	鳥取市	鳥取県労働委員会事務局長	平成18年4月1日
竹 本 英 雄	鳥取市	鳥取県労働委員会事務局次長兼審査調整課長	平成14年4月1日

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 5 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|----------------------|--------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 税務事務総合電算処理システム 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 契 約 日 | 平成 20 年 4 月 1 日 |
| 4 契約の相手方の名称及び
所在地 | 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目 220 |
| 5 契 約 金 額 | 88,406,010 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |

- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をするとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。
(政令第 10 条第 1 項第 2 号)
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部税務課
及び所在地 鳥取市東町一丁目 220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 5 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 財務会計システム運營業務委託 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成 20 年 4 月 1 日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目 220
- 5 契約金額 164,376,870 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をするとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。
(政令第 10 条第 1 項第 2 号)
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部庶務集中局指導管理課
及び所在地 鳥取市東町一丁目 220